

(目的)

第1条 この条例は、市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図り、生活環境に配慮した地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置(当該設備を設置するために行われる土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等を含む。))を含む。)及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 発電事業を計画し、これを実施する者(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (4) 事業区域 発電事業を行う一団の土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)の区域であつて、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (5) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (6) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (7) 市民等 発電事業により影響を受ける可能性を有すると市長が認める区域に居住する者及び当該区域に所在する法人その他の団体並びに当該区域に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適切かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、発電事業が市民等の安全安心な生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、市民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。

3 事業者は、発電事業により発生する廃棄物を適正に処理するとともに、発電事業を廃止しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに処分しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第1条の目的を達成するため、条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用を受ける発電事業)

第6条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の発電事業に適用する。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする発電事業であつて、次に掲げる発電事業については、この限りでない。

(1) 建築物の屋根、屋上又は壁面において実施する発電事業

(2) 次条第1項に規定する抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50キロワット未満の発電事業

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域において特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し発電事業の実施の抑制を求める区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

(1) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(事前協議)

第8条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事(以下「工事」という。)の着手予定日の90日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出し、協議を申し出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第15条第1項において同じ。)

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 発電事業の内容

(4) 工事の着手予定日及び完了予定日

(5) 事業区域に抑制区域を含む場合にあっては、想定される周辺環境への影響及びその対策

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により協議をした事項を変更しようとするときは、速やかに変更の内容が分かる書面を市長に提出し、協議を申し出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による申出等があったときは、事業者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(説明会の開催)

第9条 抑制区域内において発電事業を実施しようとする事業者(以下「対象事業者」という。)は、前条第1項又は同条第2項の規定による協議を行ったときは、工事の着手予定日までに市民等に対し、発電事業に関する説明会を開催しなければならない。ただし、市長が説明会を開催することが困難であると認めるときその他説明会の開催が適当でないとき、市長が適当と認める方法により市民等に説明をすることをもって、説明会の開催に代えることができる。

2 対象事業者は、前項の規定により開催した説明会(同項ただし書の規定により実施する説明を含む。次項及び第14条第2項第2号において同じ。)における説明を行うに当たっては、発電事業の内容について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 対象事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところによりその概要を市長に報告しなければならない。

(工事に係る着手等の届出)

第10条 対象事業者は、工事に着手し、又は工事を完了し、中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第11条 対象事業者から発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継に係る発電事業に関し、市長が行った助言又は指導の内容を遵守するものとする。

(発電事業の廃止等)

第12条 対象事業者は、発電事業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に市長に届出を行うとともに、関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備を速やかに処分しなければならない。

2 対象事業者は、再生可能エネルギー発電設備の処分が完了したときは、完了した日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに職員をして事業区域に係る土地に立ち入り、当該発電事業に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、対象事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき。

- (2) 第9条第1項の規定による説明会を開催しないとき。
- (3) 第9条第3項の規定による報告をしないとき、又は報告の内容に虚偽があるとき。
- (4) 第10条から第12条までの規定による届出をしないとき、又は届出の内容に虚偽があるとき。
- (5) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (6) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 前条第1項の規定による立入調査の際に質問に対し答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 正当な理由なく 第8条第3項又は前項の規定による助言又は指導に従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該勧告に従わない対象事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる対象事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行し、同日以後に工事に着手する発電事業について適用する。ただし、第4条、第6条、第7条及び第11条から第15条までの規定(第8条から第10条までの規定に係る部分を除く。)は、同日前に工事に着手した発電事業についても適用する。